

緊急事態宣言を受けて

日本で初めてコロナウイルスが発見されてから 1 年が経ち、ワクチン等の開発も進みましたが、未だ終息の見通しが立っていません。

変異種も広がりを見せ、今後、様々な状況が想定されますが、感染対策を引き続き徹底したうえで、めぐみ幼稚園では通常保育時間での園生活を行っていこうと思います。（預かり保育も引き続き実施）

保護者様方におかれましては、送り迎え時はマスクを着用し出来るだけ密を避けていただき、日々の検温も引き続きよろしく願いいたします。

今後の予定等の変更は都度お知らせいたします。その際、文部科学省や厚生労働省等の国の決定、県や市の判断を仰ぎながら検討していこうと思います。

下記の記述を読んでもいただければ分かりますが、現在、園運営の有無は、設置者（園長）が判断することとなっておりますので、その点ご留意いただければ幸いです。

臨時休業の判断について(令和 2 年 12 月 3 日 文部科学省)

学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断します。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられます。

これ以外の場合には、学校教育活動を継続しますが、状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫も考えられます。

なお、本マニュアルの Ver.4（2020.9.3 発出版）までにおいては、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応について示していましたが、

◆新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、感染が拡大しやすい場面なども分かってきていること

◆基本的な感染防止対策が十分にとられている環境下では、感染は大きくは広がりにくいという認識の下、（学校以外の）他の社会経済活動では、感染者の発生により直ちに閉鎖や活動停止までは行わないことも多いこと

◆10 代以下では、罹患率が他の年代と比べて低いこと

◆感染者が発生しても臨時休業を全く行わない事例が増えてきているが（10 月には

54%)、これまで 学校関係者に感染者が発生した事例をみると、学校内では感染が広がらなかった事例が大部分であり（感染者が1人でとどまった事例が大部分であり（約78%（1,996件中1,552件））、逆に大きく広がった事例は限られていること（5名以上の事例は約2.6%（1,996件中52件））32等の状況を踏まえ、

この対応を見直し、臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断することとしました。

実際に、学校現場における運用状況を見ると、感染者が発生した学校1,996校のうち、臨時休業を実施しなかった学校が55%（1,106校）、学校全体の臨時休業を行った学校が26%（517校）、特定の学年・学級の臨時休業を行った学校33が15%（297校）となっています。

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A（5月21日）」文部科学省による見解より抜粋）

○ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、各幼稚園において、感染防止の観点を踏まえた上で、幼児の健やかな成長を促す創意工夫を生かした取組がなされることを期待しています。

○ そういった取り組みを進めていただく上で、長期休業期間中や週休日等を活用される際には、教職員の勤務時間等の取扱いについて、ご注意ください。

○ また、幼稚園教育は、教科等により教育課程が編成されるものではなく、一人一人の特性に応じて発達課題に即した指導を行うという基本に立ち返り、長期休業期間等の活用にあたっては、**幼児の実態や設備等を含めた幼稚園の実情、家庭の状況等を踏まえ、設置者において適切にご判断いただきますよう、**お願いします。

○ なお、教育週数については、学校教育法施行規則第37条において、「幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下つてはならない。」と規定されており、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合については、「特別の事情」に該当します。

○ 最も大切な観点は、現下の状況において、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討いただくことと考えております。

厚生労働省ホームページより抜粋

第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について 幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意します。

1. 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないか どうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。なお、本人の調子が悪い場合や、持続的な マスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。

幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。等の配慮等が考えられます。

2. 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、

◆幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。

◆時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。

◆幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。

◆幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。等の指導上の工夫・配慮等が考えられます。

以上の点に十分気を付けながら、園生活を行ってまいりますので
ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。